

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼海岸六丁目4265番6地先		4.0	20.0
	931号線	鵜沼海岸六丁目4265番10地先			
2	藤沢	藤沢二丁目1960番1地先		4.9 ～ 6.0	201.2
	760号線	藤沢二丁目1978番2地先			
3	藤沢	大鋸三丁目797番2地先		5.0	73.2
	761号線	大鋸三丁目797番16地先			
4	湘南台	湘南台七丁目230番6地先		4.5	34.6
	437号線	湘南台七丁目232番4地先			
5	長後	長後字宿中分961番9地先		6.0	66.7
	913号線	長後字宿中分963番9地先			
6	長後	長後字下分528番8地先		4.5	34.1
	914号線	長後字下分528番3地先			
7	長後	高倉字上谷戸618番11地先		4.5	27.3
	915号線	高倉字上谷戸618番6地先			

8	藤沢4号	藤沢字大道東115番13地先	3.2 ～ 7.0	112.2
	歩行者専用道	朝日町1番1地先		

#### 提案理由

鵜沼931号線ほか7路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。